

木材加工用機械作業主任者技能講習会開催要領（令和6年7月開催 福岡市）

- ◆登録教習機関名: 林業・木材製造業労働災害防止協会福岡県支部
- ◆登録番号: 木材加工用機械作業主任者技能講習第1号
- ◆登録を受けた労働局: 福岡労働局 ◆登録の有効期間の満了日: 2029年3月30日

1. 目的

労働安全衛生法第14条の規定に基づき、「木材加工用機械作業主任者技能講習規程」（昭和47年9月30日労働省告示第100号・以下「講習規程」という）に拠る木材加工用機械作業主任者の資格を取得するための講習会です。

以下に該当する作業（事業場）では、木材加工用機械作業主任者を選任しなくてはなりません。

- | |
|--|
| (1) 木材加工用機械（但し丸のご盤・帯のご盤・かんな盤・面取盤・ルーターに限るものとし、また携帯用のものを除く）を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業 |
| (2) 木材加工用機械（但し丸のご盤・帯のご盤・かんな盤・面取盤・ルーターに限るものとし、また携帯用のものを除く）の <u>内に自動送材車式帯のご盤を含む機種</u> を3台以上有する事業場において行う当該機械による作業 |

2. 受講資格

下記の（1）又は（2）のいずれかに該当する者

- (1) 木材加工用機械による作業に3年以上従事した経験を有する者
- (2) 木材加工用機械作業主任者講習規程（最終改正 H29.7.3 厚生労働省告示第243号）
第1条該当者（別紙「[参考1](#)木材加工用機械作業主任者技能講習規程第1条」参照）

3. 受講科目の受講の一部免除

講習規程第4条該当者（別紙「[参考2](#)木材加工用機械作業主任者技能講習規程第4条」参照）は、講習科目の受講の一部について免除を受けることができます。

4. 講習日時及び会場

8時から受付 8時30分 開講

開催日	開催地	会場
令和6年 7月23日（火）～24日（水） 8時30分から18時	福岡市	天神チクモクビル 大ホール 福岡県福岡市中央区天神3-10-27

5. 募集定員数、申込締切日及び申込方法

- (1) 募集定員数 70名
- (2) 申込締切日 令和6年7月8日（月）（但し上記定員数に達し次第締め切り）
- (3) 申込方法

別紙受講申込書に必要事項を記入し顔写真2枚（うち1枚は申込書に貼付）を添付の上、申込締切日までに当支部（下記7に記載）に提出（郵送又は持参）してください。

但し申込期間内であっても、受講申込者数が定員数に達し次第締め切ります。

なお、受講者（申込者）には、開催日の30日前より順次受講票を送付致します。当日忘れずにご持参下さい。

6. 講習内容

日程	科目	範囲	時間
7月23日 8:30 } 18:00	木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	木材加工用機械、安全装置、搬送機械装置 および自動送材装置の種類、構造および機能	6
	木材加工用機械、その安全装置等の保守点検に関する知識	木材加工用機械、安全装置等の保守点検作業環境の整備	2
7月24日 8:30 } 18:00	木材加工用機械業の方法に関する知識	治具および手工具の種類およびその活用法、安全作業一般、作業標準	5
	関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令および労働安全衛生規則中の関係条項	2
	修了試験		1

(注) ・講師の都合により科目時間割を変更することがあります。

- ・本講習は、社会情勢や気象状況等を鑑み、やむを得ず延期または中止をすることがあります。その場合は原則ご本人宛に通知するか、緊急の場合は当協会支部のホームページ <https://rinsaibou-fukuoka.com> にてご案内します。

林災防福岡県支部ホームページ QR コード →



- ・受講者各位におかれましては、講習当日朝に体温を測定し、発熱症状のある人、発熱が軽度であっても咳・咽頭痛等の症状のある人は、当支部に連絡の上、受講をお控え下さるようお願いいたします。
- ・今回の講習会を開催するにあたっては、講習参加者各位には会場入口に設置しているアルコール消毒液で消毒を行っていただくようお願いいたします。発熱が確認された方、そのほか当県支部が必要と判断した場合、講習会場へ入室をお断りすることがあります。
- ・その他受講に際しては、係員の指示に従っていただくようお願いいたします。

7. 申込先

〒810-0001 福岡市中央区天神 3 丁目 10-27 天神チクモビル 3 階
林材業労災防止協会 福岡県支部 (TEL 092-714-2061)

8. 受講料及びテキスト代 (消費税込) の納入 お申込時に下記へお振り込み下さい。

- (1) 一般受講者 13,750円 (うちテキスト代 2,200円)
(2) 受講科目の一部免除対象者 7,975円 (うちテキスト代 2,200円)

振込先

福岡銀行 本店営業部 普通預金 987228
口座名義：林材業労災防止協会福岡県支部

9. 諸注意

(1) 当日（2日間とも）の持参品について

- ①印鑑（シャチハタ可）②筆記具 ③受講票 ④本人確認書類（以下のうちいずれか）
運転免許証・パスポート・戸籍抄本・住民票・マイナンバーカード・住民基本台帳カード
なお、コピーは不可（受付時に本人確認書類により本人確認を行います。）

(2) 受講資格証明について

申込書の中の「受講資格」の項において、

- ①作業年数の記入
②証明者氏名の記入（可能な限りスタンプを使用のこと。なければ事業者自筆）
③証明者の押印（社印として使用しているものが望ましい。個人のシャチハタは不可）がない場合、受講することができません。必ずご記入およびご捺印下さい。

(3) 受講科目の一部免除該当者の証明について

受講科目の一部免除を受けようとする方は、お申込時に資格の取得が証明できる修了証または免状等の写しを提出（同封）して下さい（なお、この書類は返却しません）。
その上で、当日は当該証書、免状等の原本をご持参下さい。

(4) 講習規程第1条（受講資格）及び第4条（受講科目の受講の一部免除）について

別添の「参考1（受講資格）」、「参考2（受講科目の受講の一部免除）」をご参照下さい。

(5) 写真について

1年以内に撮影され、受講者1名のみが映っているもの。上三分身・正面・無帽・フチなしのこと。サイズはタテ3cm×ヨコ2.4cm（運転免許証サイズ）です。

- ・2枚ご用意下さい。うち1枚は受講申込書に貼付して下さい。
- ・1枚は裏面に必ず記名のうえ、写真に傷がつかない方法で、受講申込書に添付して下さい。

(6) 申込書の氏名欄等について

労働安全衛生規則に基づく様式が改正され、令和4年4月1日から修了証の氏名欄に、旧姓を使用した氏名及び通称を併記できるようになり、令和4年度から受講申込書の様式を一部変更しています。受講申込書の備考欄をご確認のうえ、申込書を作成してください。

ご不明の点は下記までお問合せ下さい。

林業・木材製造業労働災害防止協会 福岡県支部

〒810-0001

福岡市中央区天神3丁目10-27 天神チクモビル3F

電話: (092) 714-2061 FAX: (092) 714-2062

E-mail: fvbm0720@nifty.com

参考1

2. 受講資格（2）に係る規定

木材加工用機械作業主任者技能講習規程（昭和47年9月30日労働省告示第100号）

（受講資格）

第一条 労働安全衛生規則別表第六木材加工用作業主任者技能講習の項受講資格の欄第二号の労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる者で当該訓練を修了した後二年以上木材加工用機械作業の業務に従事した経験を有するものとする。

- 一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第二の訓練科の欄に定める製材機械系製材機械整備科、建築施行系木造建築科、建築施工系枠組壁建築科、木材加工系木工科又は木材加工系木型科の訓練を修了した者
- 二 職業能力開発促進法施行規則第九条に定める専門課程又は同令第三十六条の二第二項に定める特定専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第六の訓練科の欄に定める居住システム系建築科、居住システム系住居環境科又は居住システム系インテリア科の訓練を修了した者
- 三 職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成四年法律第六十七号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧能開法」という。）第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年労働省令第一号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「平成五年改正前の能開法規則」という。）別表第三の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科又は合板製造科の訓練（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十六号）による改正前の職業訓練法（以下「訓練法」という。）第十条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第八条第一項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者
- 四 旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち、平成五年改正前の能開法規則別表第三の二の訓練科の欄に掲げる建築科又は室内造形科の訓練（訓練法第十条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者
- 五 職業能力開発促進法第27条第1項の指導員訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第8の3(2)の表の訓練科の欄に掲げる建築指導科の訓練若しくは別表第9の2ハの表の専攻科の欄に掲げる建築専攻の訓練、職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第61号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築指導科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第61号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築システム工学科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第45号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築工学科若しくは造形工学科の訓練又は職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（昭和63年労働省令第13号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築科若しくは木材加工科の訓練（旧訓練法第8条第1項の指導員訓練として行われたものを含む。）を修了した者
- 六 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号。以下「五十三年改正省令」という。）附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち五十三年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」という。）別表第二の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科若しくは合板製造科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第八条第一項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第二の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科若しくは合板製造科の訓練を修了した者

参考2

3. 受講科目の受講の一部免除に係る規定

木材加工用機械作業主任者技能講習規程 (昭和47年9月30日労働省告示第100号)

(講習科目の受講の一部免除)

第四条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目について当該講習科目の受講の免除を受けることができる。

受講の免除を受けることができる者	免除科目
<p>一 第一条第一号から第四号まで及び第六号に掲げる者</p> <p>二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第四の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科又は製材科の訓練（旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第十条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の能力再開発訓練として行われたものを含む。）を修了した者</p> <p>三 職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、機械木工、家具製作、建具製作又は建築大工に係る一級又は二級の技能検定に合格した者（機械木工に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木工機械整備作業を試験科目として選択した者に限り、家具製作に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において家具手加工作業を試験科目として選択した者に限り、建具製作に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木製建具手加工作業を試験科目として選択した者に限る。）</p> <p>四 職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げる製材機械科、建築科、枠組壁建築科、木工科若しくは木型科又は平成五年改正前の能開法規則別表第十一の免許職種の欄に掲げる合板科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者</p>	<p>1. 木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識</p> <p>2. 木材加工用機械、その安全装置等の保守点検に関する知識</p> <p>3. 木材加工用機械作業の方法に関する知識</p>
<p>林業労働災害防止協会が、労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）第三十六条第一項第一号の規定により設定した労働災害防止規程に基づき実施する製材安全士に関する講習を修了した者</p>	<p>1. 作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識</p>